

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年4月15日

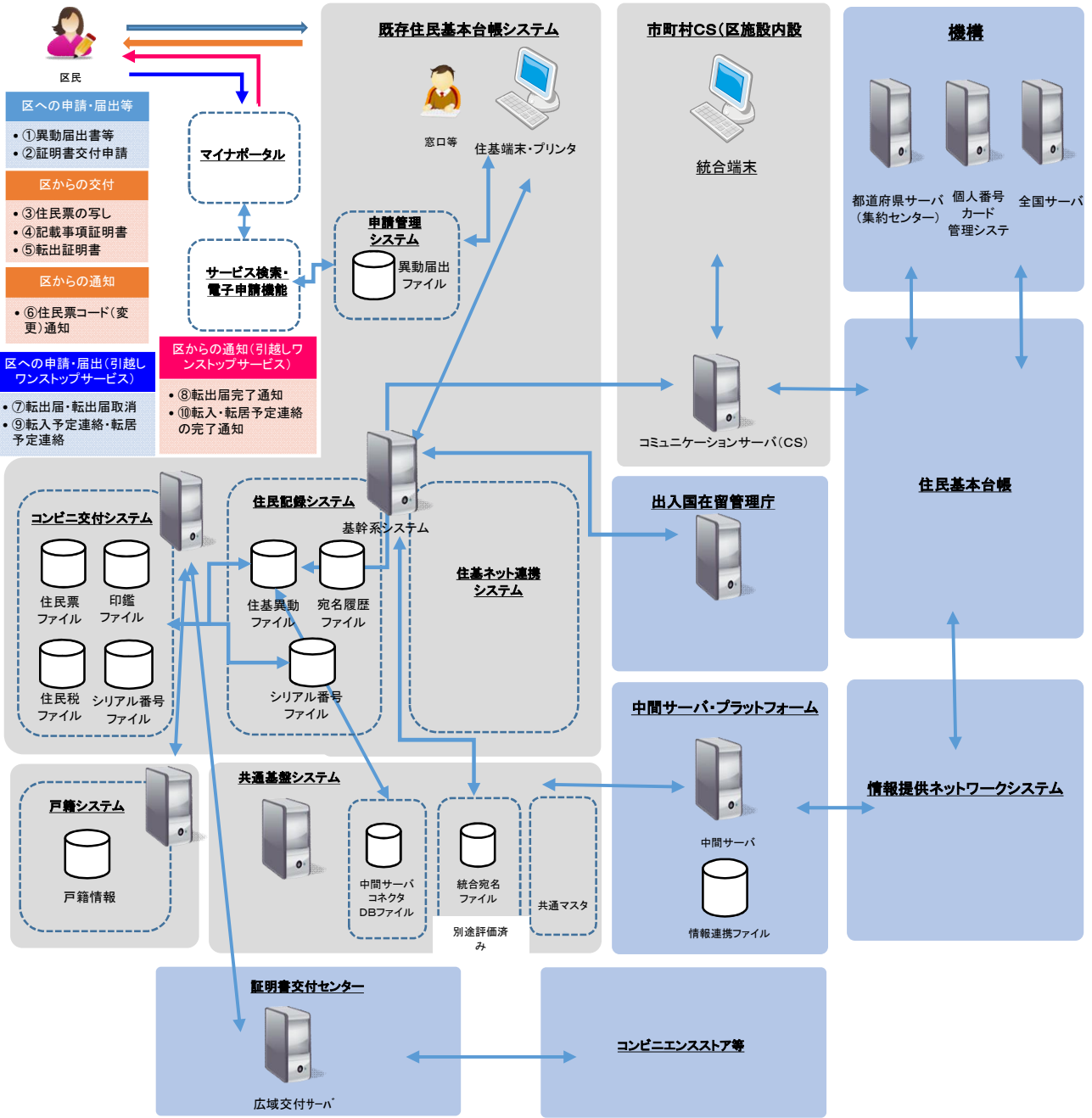
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	サービス検索・電子申請機能から送られた転出届を住民記録システムに連携する。また、サービス検索・電子申請機能から送られた転出届取消・転入届予定連絡・転居届予定連絡を取り込み印刷またはダウンロードする。 サービス検索・電子申請機能による各届出等に係る連絡事項や処理完了の通知等を申請者あてに送信する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（サービス検索・電子申請機能）
3. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1 住民基本台帳ファイル ・居住関係の公証及び各種行政サービスの基礎となるとともに住民の届出等の簡素化を目的として、以下の用途に用いられる。 ①居住関係を公証する住民票を管理し、申請に応じて住民票の写しの発行を行う。 ②住所変更等に伴う各種行政サービスに係る届出を必要としないよう、区で行う行政サービスを取り扱う各システムに住基異動情報を連携し、届出の簡素化を実現する。 ③最新の4情報と個人番号を紐付けて管理するとともに、市町村CSへ最新の本人確認情報を更新することで、4情報及び個人番号の真正性の確認を実現する。 2 本人確認情報ファイル ・転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの地方公共団体にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて各地方公共団体が区域外の住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続を行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 3 送付先情報ファイル ・区市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、区市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)
②実現が期待されるメリット	・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住基法 1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 区民課
②所属長の役職名	区民課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



住民基本台帳に関する事務では、異動届出書等を受け付け、住民基本台帳への記載等及び証明発行を行う。

- ・住民からの①異動届出書等を受け付け、転入・転居・転出など住所の変更や、世帯合併・分離など世帯の変更を行う。
- ・住民の②証明書交付申請を受け付け、証明書（③住民票の写し、④記載事項証明書、⑤転出証明書）を発行する。
- ・住民票コードの付番又は変更があった住民に対し、⑥住民票コード通知又は住民票コード変更通知を交付する。
- ・戸籍の異動に基づき、住民基本台帳の情報の修正及び削除を行う。
- ・他市区町村からの転入通知に基づき、住民基本台帳の情報の修正を行う。
- ・出入国在留管理庁通知に基づき、住民基本台帳の情報の修正を行う。また、市町村通知を出入国在留管理庁へ送信する。
- ・住民基本台帳の異動に基づき、本人確認情報及び送付先情報等を市町村CSに連携する。
- ・住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項について、情報提供（中間サーバに副本登録）する。

なお、住民からの転出届・転出届取消は窓口で受け付けるほか、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請でも受付する。

- ・住民からのサービス検索・電子申請機能による⑦転出届・転出届取消を申請管理システムで受取る。
- ・転出届・転出届取消の審査と処理が終了した後、申請管理システムからサービス検索・電子申請機能を通じて住民にマイナポータルお知らせ機能により⑧完了通知等々通知する。
- ・住民からサービス検索・電子申請機能による⑨転入予定連絡、転居予定連絡はサービス検索・電子申請機能を通じて申請管理システムで受取りする。
- ・転入予定連絡・転居予定連絡を確認した後、申請管理システムからサービス検索・電子申請機能を通じて住民にマイナポータルお知らせ機能により⑩完

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されている者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	・区域内の住民が適正に各種行政サービスを受けられるよう、住民個人の同一性を明らかにすること及び住民に関する記録の適正な管理を図るために、区域内の住民を対象とする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号カード等の運用状況等)
その妥当性	○個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報、その他住民票関係情報、その他(個人番号カード等の運用状況等) ・区域内に居住する住民に係る居住の公証及び適正な各種行政サービスを受けられるようにする必要がある。また、住所に変更があっても各業務へ別々の届出を要せず、届出の利便性を確保するために保有している。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月11日
⑥事務担当部署	区民生活部区民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (転出元区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (機構)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住基ネット、サービス検索・電子申請機能)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法に基づき住民票を記載する都度 ・個人番号の変更がある都度 								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第7条第1項、番号法附則第3条第1項、第2項、第3項において、番号法施行時に住民基本台帳に記録されている場合等、個人番号を指定する旨規定されている。 ・法令に基づき住民の記録を適正に管理するために、本人等からの住所等の変更に係る届出・申請に基づき入手する。 ・個人番号カードを利用した転出入の場合においては、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6転入届の特例)で住基ネットを使用する旨規定されている。 								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第17条第2項で、住基法第24条の2に規定する特例転入の際は個人番号カードを提出する旨規定されている。 ・番号法第7条第2項において、個人番号を変更する場合は、個人番号が漏えいしたおそれがある者から請求をする旨規定されている。 								
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・区における各種行政サービスの基礎とするため。 ・住基ネットへ正確な本人確認情報を提供することにより、全国共通の本人確認の実現及び各種届出に係る住民票の写しの省略を実現するため。 								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民生活部区民課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の個人番号の確認や、個人番号利用事務等実施者に個人番号を提供する場合等に提供する住民票の写しの情報として使用する。 ・個人番号を利用可能な事務において、住民基本台帳から個人番号を確認する。 ・全国共通の本人確認手段として使用する本人確認情報を最新の状態にするため、市町村CSに最新の本人確認情報を更新する。 								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の異動届出等を受理する際の本人確認書類と異動届出等の内容の審査を行い、異動届出等の内容と添付書類(転出証明書、住基法第9条第2項に規定する通知等の確認書類)の記載事項の突合手順を「杉並区住民基本台帳法に基づく届出及び証明書等の交付請求等に係る本人確認に関する事務取扱要綱」「杉並区住民基本台帳事務処理要領」に規定し、規程の内容を遵守することで、入手する情報に誤りがないようにする。 							
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を用いた統計分析は行わない。 							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・職権による住民票の記載・消滅及び記載の修正(住基法第8条) ・住民票の写し等の交付の請求の拒否(住基法第12条第6項、住基法第12条の4第6項) ・転入届・転出届・転居届・世帯変更届・中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届、住所を有する者が中長期在留者等になった場合の届出の不受理(住基法第27条) 							
⑨使用開始日	平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム保守	
①委託内容	システム保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民 ※消除者を含む	
その妥当性	・システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	・システム保守の一部
委託事項2	システム運用支援	
①委託内容	システム運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民 ※消除者を含む	
その妥当性	・システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (61) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	本人又は同一世帯に属する者
①法令上の根拠	・住基法第12条
②提供先における用途	・居住関係の公証及び本人等に係る個人番号等の確認等
③提供する情報	・住民票記載事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※住基法第12条を根拠とする提供については、消除者を含む。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・本人等から住民票の写し等の交付申請がある都度
提供先2	本人等又は転入地市町村
①法令上の根拠	・住民基本台帳法施行令(昭和42年9月11日政令第292号)(以下「住基法施行令」という。)第23条第2項、住基法施行令第24条 ・住基法第24条の2第4項、住基法施行令第24条の3
②提供先における用途	・住基法第22条に規定する転入届の際に使用 ・住基法第24条の2に規定する特例転入の際に使用
③提供する情報	・転出証明書に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民であり、転出届出を行った者。※消除者を含む。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	・住基法第24条に規定する転出届出があった都度 ・転出先区市町村から住基法第24条の2第3項の通知が届いた都度

提供先3	住基法第12条の4第2項の通知をした区市町村(交付地区市町村)	
①法令上の根拠	・住基法第12条の4第3項、住基法施行令第15条の3第2項	
②提供先における用途	・住基法第12条の4第4項に規定する住民票の交付	
③提供する情報	・住民票記載事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住基ネット)	
⑦時期・頻度	・本人又は同一世帯員の請求に基づき、交付地区市町村から住民票の写しの広域交付の請求がある都度	
提供先4	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の2の項	
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先5	健康保険組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の3の項	
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先6	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の4の項
②提供先における用途	・船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先7	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の6の項
②提供先における用途	・船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の8の項
②提供先における用途	・児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の9の項
②提供先における用途	・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の11の項
②提供先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支給給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先11	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の項
②提供先における用途	・児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の18の項
②提供先における用途	・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先13	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の20の項
②提供先における用途	・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の23の項
②提供先における用途	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の27の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先16	社会福祉協議会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の30の項
②提供先における用途	・社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の31の項
②提供先における用途	・公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の34の項
②提供先における用途	・私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の35の項
②提供先における用途	・厚生年金法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の37の項
②提供先における用途	・特別支援学級への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の38の項
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先22	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の39の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先23	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の40の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の42の項
②提供先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の48の項
②提供先における用途	・国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の53の項
②提供先における用途	・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の54の項	
②提供先における用途	・住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先28	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の57の項	
②提供先における用途	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先29	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の58の項	
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の59の項
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先31	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の61の項
②提供先における用途	・老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の62の項
②提供先における用途	・老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先33	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の66の項
②提供先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の67の項
②提供先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先35	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の70の項
②提供先における用途	・母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先36	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む)	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の74の項	
②提供先における用途	・児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先37	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の77の項	
②提供先における用途	・雇用保険法による未支給の失業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先38	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の80の項	
②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の84の項
②提供先における用途	・昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先40	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の85の2の項
②提供先における用途	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先41	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の89の項
②提供先における用途	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先42	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の91の項
②提供先における用途	・平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先43	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の92の項
②提供先における用途	・平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先44	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の94の項
②提供先における用途	・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先45	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の96の項
②提供先における用途	・被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先46	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の97の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先47	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の101の項
②提供先における用途	・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先48	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の102の項
②提供先における用途	・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先49	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の103の項
②提供先における用途	・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先50	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の105の項
②提供先における用途	・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先51	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の106の項
②提供先における用途	・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先52	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の108の項
②提供先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の111の項
②提供先における用途	・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先54	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の112の項	
②提供先における用途	・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の113の項	
②提供先における用途	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先56	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の114の項	
②提供先における用途	・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	・住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先57	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の116の項
②提供先における用途	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先58	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の120の項
②提供先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先59	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の1の項
②提供先における用途	・健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の107の項
②提供先における用途	・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先61	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の117の項
②提供先における用途	・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度

移転先1		個人番号利用可能な事務を行う庁内主管課																
①法令上の根拠		・住基法第1条																
②移転先における用途		・個人番号の真正性を確認する際に使用 ・移転先の業務において、住民票上の住所の変更等を把握するために使用																
③移転する情報		・住民票記載事項																
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>		<選択肢>			1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上							
<選択肢>																		
1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満																
4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上																	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		・区域内の住民 ※消除者を含む																
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="radio"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (住民基本台帳システムの参照)																
⑦時期・頻度		・移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項に変更が生じた都度																
6. 特定個人情報の保管・消去																		
①保管場所 ※		<杉並区における措置> 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 <データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。																
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 20年以上 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		<選択肢>			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	<選択肢>																	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																
4) 3年	5) 4年	6) 5年																
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																
10) 定められていない																		
その妥当性	・住民登録のある者は、消除されるまで保管する。 ・改製前の住民票及び消除された住民票は、住基法施行令に規定する期間(150年間)保管する。 ・特例転入の際に使用される転出証明書情報は、システム上特例転入が可能な時まで保管する。 ・住民票の異動届出書等の関係帳票は、住基法施行令に規定する期間保管する。																	
③消去方法		・保存年限を経過した特定個人情報は、システムで判別し消去する仕組みとする。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする。 ・保存年限を経過した関係帳票は、区民課職員による裁断又は総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。																
7. 備考																		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・「1 住民基本台帳ファイル」と同一。
その必要性	・住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	○個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月11日
⑥事務担当部署	区民生活部区民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度	・住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時	
④入手に係る妥当性	・法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった際又は新規作成された際は、住民からの届出・申請等を受け、まず既存住民基本台帳システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	・市町村CSが既存住民基本台帳システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長から都道府県知事への通知)に規定されている。	
⑥使用目的 ※	・住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民生活部区民課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と届出・申請書等の記載内容を照合し、確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)の内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	
	情報の突合 ※	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。
	情報の統計分析 ※	・個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみを行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システム保守	
①委託内容	システム保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民 ※消除者を含む	
その妥当性	・システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	・システム保守の一部

委託事項2		システム運用支援
①委託内容		システム運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民 ※削除者を含む
	その妥当性	・システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑤委託先名の確認方法		・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	・システム運用支援の一部

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">[20年以上]</div> <div style="text-align: center;"> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div> </div>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第2項に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。	
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者に対しては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	○個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ○その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月3日
⑥事務担当部署	区民生活部区民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	・送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	個人番号カード省令第35条	
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民生活部区民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合 ※	・入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	・特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	システム保守
①委託内容	システム保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 ＜選択肢＞ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ ・区域内の住民 ※消除者を含む
	その妥当性 ・システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名	・日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ ＜選択肢＞ <input type="checkbox"/> 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 ・再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項 ・システム保守の一部

委託事項2		システム運用支援
①委託内容		システム運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	・区域内の住民 ※消除者を含む ・システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (・庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑥委託先名		・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑦再委託の有無 ※		トータックアメニティ株式会社
再委託	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	・システム運用支援の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条、第36条第1項
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	・「2. ④記録される項目」と同一。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・区域内の住民 ※消除者を含む
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。
②保管期間	期間 [1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性 ・送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法	・保存年限を経過した特定個人情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考	
-	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

(1)住民基本台帳ファイル ①住基異動情報

1	宛名番号	2	住民票コード	3	世帯番号	4	準世帯区分
5	最大住所連番	6	現存区分	7	人格区分	8	世帯主区分
9	支所コード	10	地区コード	11	行政区コード	12	班コード
13	小学校区コード	14	中学校区コード	15	投票区コード	16	算定団体コード
17	続柄コード1	18	続柄コード2	19	続柄コード3	20	続柄コード4
21	続柄区分	22	続柄名	23	実続柄名	24	生年月日
25	和暦生年月日	26	表示用生年月日	27	性別	28	記載順位
29	異動日	30	異動事由	31	異動届出日	32	異動届出区分
33	住定日	34	住定事由	35	住定届出日	36	住定届出区分
37	現住所連番	38	前住所連番	39	転入前住所連番	40	転入未届地連番
41	本籍地連番	42	転出予定日	43	転出予定届出日	44	転出予定届出区分
45	転出予定地連番	46	転出確定日	47	転出確定通知日	48	転出確定届出区分
49	転出確定地連番	50	住民となる日	51	住民となる事由	52	住民となる届出日
53	住民となる届出区分	54	住民でなくなる日	55	住民でなくなる事由	56	住民でなくなる届出日
57	住民でなくなる届出区分	58	死亡日不詳区分	59	氏名かな	60	氏名漢字
61	本名かな	62	本名漢字	63	世帯主氏名かな	64	世帯主氏名漢字
65	備考	66	改製連番	67	改製日	68	旧氏名かな
69	旧氏名漢字	70	広域個人番号	71	番号制度個人番号		

(1)住民基本台帳ファイル ②宛名履歴ファイル

1	宛名番号	2	履歴連番	3	適用日	4	登録業務
5	世帯番号	6	現存区分	7	準世帯区分	8	人格区分
9	国籍コード	10	支所コード	11	地区コード	12	行政区コード
13	班コード	14	小学校区コード	15	中学校区コード	16	投票区コード
17	算定団体コード	18	生年月日	19	和暦生年月日	20	表示用生年月日
21	性別	22	市町村コード	23	大字コード	24	本番
25	枝番1	26	枝番2	27	自治コード	28	氏名かな
29	氏名漢字	30	郵便番号	31	郵便番号BC	32	町名
33	番地	34	方書	35	代表者肩書	36	代表者氏名
37	電話番号	38	電話区分	39	FAX	40	メールアドレス
41	郵便返却区分	42	登録事由	43	住民票コード	44	続柄コード1
45	続柄コード2	46	続柄コード3	47	続柄コード4	48	続柄区分
49	続柄名	50	実続柄名	51	記載順位	52	異動日
53	異動事由	54	異動届出日	55	異動届出区分	56	住定日
57	住定事由	58	住定届出日	59	住定届出区分	60	現住所連番
61	前住所連番	62	転入前住所連番	63	転入未届地連番	64	本籍地連番
65	転出予定日	66	転出予定届出日	67	転出予定届出区分	68	転出予定地連番
69	転出確定日	70	転出確定通知日	71	転出確定届出区分	72	転出確定地連番
73	住民となる日	74	住民となる事由	75	住民となる届出日	76	住民となる届出区分
77	住民でなくなる日	78	住民でなくなる事由	79	住民でなくなる届出日	80	住民でなくなる届出区分
81	死亡日不詳区分	82	本名かな	83	本名漢字	84	世帯主氏名かな
85	世帯主氏名漢字	86	備考	87	改製日	88	改製連番
89	旧氏名かな	90	旧氏名漢字	91	番号制度個人番号	92	番号制度法人番号

(2)本人確認情報ファイル

1	住民票コード	2	漢字氏名	3	外字数(氏名)	4	ふりがな氏名
5	清音化かな氏名	6	生年月日	7	性別	8	市町村コード
9	大字・字コード	10	郵便番号	11	住所	12	外字数(住所)
13	個人番号	14	住民となった日	15	住所を定めた日	16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)	18	転入前住所	19	外字数(転入前住所)	20	続柄
21	異動事由	22	異動年月日	23	異動事由詳細	24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日	26	依頼管理番号	27	操作者ID	28	操作端末ID
29	更新順番号	30	異常時更新順番号	31	更新禁止フラグ	32	予定者フラグ
33	排他フラグ	34	外字フラグ	35	レコード状況フラグ	36	タイムスタンプ
37	旧氏 漢字	38	旧氏 外字数	39	旧氏 ふりがな	40	旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1	送付先管理番号	2	送付先郵便番号	3	送付先住所 漢字項目長	4	送付先住所 漢字
5	送付先住所 漢字外字数	6	送付先氏名 漢字項目長	7	送付先氏名 漢字	8	送付先氏名 漢字 外字数
9	市町村コード	10	市町村名 項目長	11	市町村名	12	市町村郵便番号
13	市町村住所 項目長	14	市町村住所	15	市町村住所 外字数	16	市町村電話番号
17	交付場所名 項目長	18	交付場所名	19	交付場所名 外字数	20	交付場所郵便番号
21	交付場所住所 項目長	22	交付場所住所	23	交付場所住所 外字数	24	交付場所電話番号
25	カード送付場所名 項目長	26	カード送付場所名	27	カード送付場所名 外字数	28	カード送付場所郵便番号
29	カード送付場所住所 項目長	30	カード送付場所住所	31	カード送付場所住所 外字数	32	カード送付場所電話番号
33	対象となる人数	34	処理年月日	35	操作者ID	36	操作端末ID
37	印刷区分	38	住民票コード	39	氏名 漢字項目長	40	氏名 漢字
41	氏名 漢字 外字数	42	氏名 かな項目長	43	氏名 かな	44	郵便番号
45	住所 項目長	46	住所	47	住所 外字数	48	生年月日
49	性別	50	個人番号	51	第30条の45に規定する区分	52	在留期間の満了の日
53	代替文字変換結果	54	代替文字氏名 項目長	55	代替文字氏名	56	代替文字住所 項目長
57	代替文字住所	58	代替文字氏名位置情報	59	代替文字住所位置情報	60	外字フラグ
61	外字パターン	62	旧氏 漢字	63	旧氏 外字数	64	旧氏 ふりがな
65	旧氏 外字変更連番	66	ローマ字 氏名	67	ローマ字 旧氏		

○中間サーバコネクタDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○情報連携

1	団体内統合宛名番号	2	情報提供用個人識別符号	3	世帯コード	4	続柄
5	情報提供等の記録等	6	異動年月日				

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「区民課セキュリティ管理手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・住民登録に係る手続の際に、届出・申請等の窓口において、本人確認等の審査及び事務の手順を「杉並区住民基本台帳法に基づく届出及び証明書等の交付請求等に係る本人確認に関する事務取扱要綱」、「杉並区住民基本台帳事務処理要領」で規定し、規定された内容を遵守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「区民課セキュリティ管理手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・住民票の異動届出書等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 ・特例転入により転出証明書情報を転出元区市町村に要求する際、個人番号カードの提示及び暗証番号の入力を行わせることで、厳格な本人確認をする。なお、暗証番号の入力ができない場合に職員が該当者の情報を検索する際は、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とすること及び業務に必要な範囲のみ画面表示されるよう、システム上で制御する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能を用いて申請する転出届等は、画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに関する申請や不要な情報を送信してしまうリスクを予防する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 ・ログを保管することで、職員による目的外の情報の入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・住民基本台帳に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である住基法等の関連法令や、国等から示されている事務処理要領等を参考にした「杉並区住民基本台帳事務処理要領」を規定し、規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・住民基本台帳に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外又は不必要な情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・本人から情報を取得する場合は、住民基本台帳事務の資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他区市町村等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステムの制限をかけている。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な資料の登録処理等が行われていないかを確認する。 ・委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民になんの手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作していただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の異動届出等書類を受け付ける際に行う運転免許証による確認や、聴聞といった本人確認等の審査の方法を「杉並区住民基本台帳法に基づく届出及び証明書等の交付請求等に係る本人確認に関する事務取扱要綱」「杉並区住民基本台帳事務処理要領」で規定し、規定された内容を遵守することで、入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方国交団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から示される事務処理要領等を参考に住民基本台帳に関する事務に係る届出・申請対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入届出の際に個人番号カード(若しくは通知カード及び法令により定められた本人確認書類の組み合わせ)の提示がなく、提示書類で個人番号が確認できない場合、市町村CSから本人確認情報と個人番号の対応付けを行う。 ・個人番号の入手にあたっては、チェックデジット(※)を確認している。 <p>(※)チェックデジット…誤入力を防止するための検査数字。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、住民基本台帳法等に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。 ・サービス検索・電子申請機能を用いた転出届の転出証明書情報にあつては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、受付職員が直接届書等を受領し、クリアファイルに入れ、入力・点検終了後は定められた保管場所に格納する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・特例転入等における特定個人情報の入手に関わる住基ネットにおいて、市町村CSと住基ネットの間には不正アクセスを24時間監視しているファイアウォールを機構が設置・管理している。また、住基ネットにおいてはIDS(侵入検知装置)が設置されており、不正アクセスを監視している。 ・機構により、住基ネットの本人確認情報の不正な検索が行われていないか監視されている。 	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、個人番号関連事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。 ・既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行われないよう、システム上で制御する。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><住民情報系端末によるユーザ認証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみとし、IDの共有を禁止する。 <p><統合端末によるユーザ認証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・OSでは、ユーザID・パスワードによる認証を行う。なお、パスワードは「区民課セキュリティ管理手順書」でパスワードを日付、人事異動等があった際等に変更する旨規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者の不正使用を防止する。 ・統合端末で使用する機構が提供する住基ネット用のアプリケーションでは、操作権限の有効期限を設定した生体認証による認証を行い、不正な使用を防止する。なお、登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 <p><サービス検索・電子申請機能によるユーザ認証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共有IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法	<p>・住基端末におけるアクセス権限の発行は、区民課からの発行申請により情報システム担当課長(住基端末における管理責任者。)の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、区民課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効している。</p> <p>・統合端末におけるアクセス権限発行は、区民課長(統合端末における管理責任者。)の承認後、区民課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、人事異動等で使用しなくなった際に管理権限を付与された職員が行う。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の通り管理を行う。</p> <p>①発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>②失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、当該事由が生じた際は速やかにアクセス権限を更新し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。
アクセス権限の管理		<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
	具体的な管理方法	<p>・住基端末の操作権限については、「端末操作員一覧」を作成し、不要な権限が付与されていないことを情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認する。</p> <p>・統合端末のOSの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成し、不要な権限が付与されていないことを区民課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認する。</p> <p>・機構が提供する住基ネット用のアプリケーションの操作権限については、「住民基本台帳ネットワークシステム操作権限管理記録簿」を作成し、不要な権限が付与されていないことを管理権限を付与された職員が定期的に確認する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能においては、定期的にユーザID一覧をシステムにより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。</p>
特定個人情報の使用の記録		<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
	具体的な方法	<p>・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。</p> <p>・保管するログは、物理的に区画、施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」、「杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程」に基づき7年間保管する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
その他の措置の内容		<p>・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「区民課セキュリティ管理手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。</p>
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外又は不必要な情報収集の禁止等の指導を徹底することで、業務外の使用を防止する。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」に規定し、職員に周知・徹底を行っている。 ・住基端末においては、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可としている。また、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御する。 ・統合端末においては、画面に表示させた情報の画面コピーを取れないよう、システム上で制限し、当該システム制御がされていることを定期的に確認し、記録に残す。また、区民課長から管理権限が付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御し、当該システム制御がされていることを定期的に確認し、記録に残す。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等について、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・サービス検索・電子申請機能について、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付データ申請等のデータを複製する場合、使用管理簿に記録し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。 ・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを記録している。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・契約で委託業務の実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p>契約で、以下の措置をとる旨を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを間接的に監督する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
-----------------	--------------	----------------------	--------------

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」に基づき管理する。
--------	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----------	-------------------	-----------

ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「区民課セキュリティ管理手順書」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う
--------------------	---

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)を取り扱うシステムは入退室管理をする執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・本特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)を取り扱うシステムでは、接続先の設定でシステムで予め設定されたシステムにしか接続できない仕組みとしている。 		
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	--------------------------

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に関する事務では、事務処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	--------------------------

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	--------------------------

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-			
---	--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバと団体については、VPN当の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・住民票の異動届出書等の住民基本台帳ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、住基法施行令に規定する期間、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要がある帳票類は即時又は同日中に裁断処理し、記録を残す。 ・LGWAN接続端末については、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜不正プログラム対策＞ ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、パターンファイルは最新のものを用いている。 ※市町村CS部分に係る対策については、「2 本人確認情報ファイル」に記載。 ＜不正アクセス対策＞ ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。 ※市町村CS部分に係る対策については、「2 本人確認情報ファイル」に記載。 ・USBメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可としている。 ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>令和3年度に区職員の不正行為により、住基ネットから個人情報が漏えいした。</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に掲げた、住基ネットに関する再発防止対策を実施しており、具体的な内容は以下(1)～(3)のとおりである。なお、同報告書は杉並区公式ホームページで公表している。</p> <p>(1)住基ネット操作ログ点検の充実・強化 ・住基ネットの氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと作成した記録票を突合する。</p> <p>(2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・区職員として採用を受けた後に実施している初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、見直す。 ※職員自己点検とは、住基ネットの操作権限を持つ職員がセキュリティ対策等について、アンケート形式により実施状況等を確認し、振り返りを行うことによりセキュリティを向上させるための点検である。</p> <p>(3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とし、住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>・生存する住民の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令に定める期間保管する。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><住民基本台帳システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が住民基本台帳と居住実態に相違があることを把握した場合、住民票に関する届出・申請等の催告等を行うことで、最新の状態となるようにする。 ・システム上保有する項目に変更がある場合、即時に変更後の情報に更新されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 <p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめ廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。 ・サービス検索・電子申請機能については、LGWAN接続端末は、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去については徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本特定個人情報ファイルの入手元は既存住民基本台帳システムに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同様のリスク対策となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・上記のリスク対策及び「1 住民基本台帳ファイル」と同様のリスク対策を講じる。
その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）の入手元は既存住民基本台帳システムに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定することで、不適切な方法による入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本特定個人情報ファイルの入手元は既存住民基本台帳システム及び市町村CSに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同一のリスク対策となる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本特定個人情報ファイルの入手元は既存住民基本台帳システム及び市町村CSに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同一のリスク対策となる。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・本特定個人情報ファイルの入手元は既存住民基本台帳システム及び市町村CSに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同一のリスク対策となる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）の入手元は既存住民基本台帳システムに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CS上は住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにおいては、不正・不要な機器の設置や接続が行われないよう、「機器設置基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」を規定し、これらに規定される内容について定期的に確認している。
その他の措置の内容	・統合端末では、OSにおいてユーザID・パスワードによる認証を行い、不正な使用を防止する。なお、パスワードの有効期間は「区民課セキュリティ管理手順書」にて定期的に変更することを規定し、管理権限を付与された職員が、パスワードの有効期間を定期的に確認し、記録に残す。 ・統合端末で使用する機構が提供する住基ネット用のアプリケーションにおいて、操作権限の有効期限を設定した生体認証による認証を行い、不正な使用を防止する。なお、登録されているユーザ情報については区民課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の管理について、「区民課セキュリティ管理手順書」で以下について規定し、内容を遵守した運用をすることで、権限のない者の不正使用を防止する。 ・統合端末のOS及び機構が提供する住基ネット用のアプリケーションにおいて、操作者の権限に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末上で使用する機構が提供する住基ネット用のアプリケーションのログを保管する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の管理について、「区民課セキュリティ管理手順書」で以下について規定し、内容を遵守した運用をすることで、権限のない者の不正使用を防止する。 ・統合端末のOS及び機構が提供する住基ネット用のアプリケーションにおいて、操作者の権限に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末上で使用する機構が提供する住基ネット用のアプリケーションのログを保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)を取り扱うシステムのログを保管し、不正な操作がないことを定期的に確認し、記録に残す。 ・ログから本人確認情報の検索に関しては、届出書、申請書等といった帳票類との突き合わせや、操作者へのヒアリングを実施する。 ・保管しているログについて、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	システム上の措置に加え、本人確認情報にアクセスできる環境には、以下の物理的な措置を講じる。 ・市町村CSにおいては入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置した鍵付きのサーバラックに保管する。 ・統合端末は、セキュリティレベルが特に高いセキュリティエリアであることを示す標識内に設置し、パーテーションによる区画、のぞき見防止フィルタ等の措置を講じることを「区民課セキュリティ管理手順書」で規定し、規定された内容を遵守した運用を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)の入手元は既存住民基本台帳システムに限られるため、本項目におけるリスク対策は「1 住民基本台帳ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・管理権限を与えられている者以外、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させないようにする。 ・統合端末のディスプレイを、住基ネット業務を取り扱う職員以外が見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、管理権限を与えられている者以外には行えないようにシステム上で制御する。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得る。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。 ・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作ログを記録している。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止している。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の委託はしない。

<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている]</p>	<p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守</p>	
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを間接的に監督する。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>—</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転を行う際に、ログを保管し、「杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程」に規定のとおり7年間保管する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 ・ログの分析や職員へのヒアリングを実施して、不正な提供・移転が行われていないことを定期的に確認し、記録に残す。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法、番号法及び個人情報保護法の規定に基づき、住民基本台帳に関する事務で認められる特定個人情報の提供・移転の具体的内容(対象、目的)を「杉並区住民基本台帳事務処理要領」等の手順書等で定め、規定の内容を遵守する。 ・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、杉並区個人情報の保護に関する条例に規定された手続を行う。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報を持ち出すにあたり、以下の対策を講じる。 ・システム上で、情報を持ち出すことのできる者を管理権限を付与した職員に限定する。 ・電子記録媒体の取扱者及び管理方法を「区民課セキュリティ管理手順書」で規定し、規定された内容を遵守した運用を行う。 ・電子記録媒体を用いる際は、使用の記録を残す。また、当該媒体については、施錠を行う金庫等のセキュリティレベルの高いエリアで保管する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する区民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上担保する。 <誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<不正プログラム対策> ・コンピュータウイルス等の不正プログラム対策として、コンピュータウイルスチェックソフトの最新のパターンファイルが機構より市町村CS及び統合端末に自動配信・適用される。また、ウイルスパターンファイルが最新であることを職員が確認し、記録することを「区民課セキュリティ管理手順書」で規定し、規程された内容を遵守した運用を行う。 ・市町村CS及び統合端末で用いているOSのぜい弱性の連絡を機構からの通知により確認し、セキュリティパッチの適用の指示がある都度、セキュリティパッチを適用する。 <不正アクセス対策> ・市町村CSと住基ネットの間には、機構が管理する侵入検知システム(IDS)が設置され、24時間ネットワークを監視する。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第5-1 既設ネットワークとの接続条件)に記載された要求に基づき、市町村CSと既存住民基本台帳システムの間にはファイアウォールを導入する。ファイアウォールでは、許可されていない通信を遮断するとともに、当該記録が残るようシステム上設定がされている。 ・統合端末ではローカルファイアウォールを設定し、許可されていない通信を遮断するとともに、当該記録が残るようシステム上設定している。 ・管理権限を保有するユーザID以外はUSBメモリ等の使用を不可とするようシステム上で制御する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>令和3年度に区職員の不正行為により、住基ネットから個人情報が漏えいした。</p>
<p>再発防止策の内容</p>	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に掲げた、住基ネットに関する再発防止対策を実施しており、具体的な内容は以下(1)～(3)のとおりである。なお、同報告書は杉並区公式ホームページで公表している。</p> <p>(1)住基ネット操作ログ点検の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットの氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと作成した記録票を突合する。 <p>(2)職員に対する教育・研修の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区職員として採用を受けた後に実施している初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、見直す。 ※職員自己点検とは、住基ネットの操作権限を持つ職員がセキュリティ対策等について、アンケート形式により実施状況等を確認し、振り返りを行うことによりセキュリティを向上させるための点検である。 <p>(3)職場環境の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とし、住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>・生存する住民の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令に定める期間保管する。</p>

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、住基法施行令第34条第2項に定める保管期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、「区民課セキュリティ管理手順書」等に基づき、ソフトウェアによる消去又は物理的な破壊等を行い、当該磁気ディスクから情報を読み出せない状態にするとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・帳票については、「区民課セキュリティ管理手順書」等に基づき、帳票管理簿等に記録し、出力・保管及び廃棄の運用が適切に行われていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、裁断等の措置により、復元できない状態にするとともに、帳票管理簿等に記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同一のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同一のリスク対策となる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイル自体は、情報の入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様(同項目のうち、「本人確認情報の検索に関する記載」を除く。)のリスク対策となる。
その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有され、制御についても統一したポリシーにより設計されているため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作ログを記録している。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 提供の禁止を契約書に明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適切な管理 秘密の保持 再委託の制限 目的外の使用の禁止 第三者への提供の制限 複写及び複製の制限 個人情報の返還・廃棄 個人情報の取扱いに関する実地検査 事故発生時の報告 関係法令の遵守 	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/> 十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。</p> <p>・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを間接的に監督する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有されるため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有されるため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・相手先(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置> ・システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p><誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置> ・相手先(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有されるため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は市町村CSにおいて保有されるため、本項目におけるリスク対策は「2 本人確認情報ファイル」と同様のリスク対策となる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	令和3年度に区職員の不正行為により、住基ネットから個人情報が漏えいした。
	再発防止策の内容	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に掲げた、住基ネットに関する再発防止対策を実施しており、具体的な内容は以下(1)～(3)のとおりである。なお、同報告書は杉並区公式ホームページで公表している。 (1)住基ネット操作ログ点検の充実・強化 ・住基ネットの氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと作成した記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・区職員として採用を受けた後に実施している初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、見直す。 ※職員自己点検とは、住基ネットの操作権限を持つ職員がセキュリティ対策等について、アンケート形式により実施状況等を確認し、振り返りを行うことによりセキュリティを向上させるための点検である。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とし、住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、区市町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して消去する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・総務省及び機構の附属機関である住基ネット全国センターが作成した、住基法、平成14年6月10日総務省告示第334号、平成27年9月18日総務省告示第314号及び住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する方針(平成27年10月5日地方公共団体情報システム機構制定)に規定される各種セキュリティ対策を具体化したチェックリスト(以下「総務省チェックリスト」という。)に基づき、毎年自己点検を行い、遵守状況の確認を実施し、実施結果を東京都を通じて総務省に報告している。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <本区における措置> ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取扱いに係る研修の実施について「区民課セキュリティ管理手順書」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を行っている。 ・住基ネット業務を取り扱う職員を対象に、セキュリティ対策を適正に実施していることを、アンケート形式で確認した上で結果をフィードバックし、各職場内で共有することを実施している。アンケートの実施にあたり、課内でセキュリティ対策を立案する者と、対策を実施する者が対話ができるような設問とし(例えば、日常業務にあたり、気になっていないかを自由に記述させること等)共同関係を結ぶことで、立案したセキュリティ対策と実施内容がかい離することを防止する。 ・他自治体等で発生した情報セキュリティに関する事例等の情報を共有する旨「区民課セキュリティ管理手順書」に規定し、速やかで適切な対応ができるようにする。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態でも事務を停止させないよう、システムがダウンした際の対応を「区民課セキュリティ管理手順書」及び「杉並区住民基本台帳事務処理要領」で規定し、システムダウンを想定した事業継続訓練を毎年実施することで、当該手順が形骸化しないように努めている。 ・住基ネットに係る緊急時対策を円滑に講ずることができるよう、庁内訓令に基づく副区長を長とした庁内組織を設置し、年に1回緊急時対策訓練を実施し、緊急時における対策が適切になされていることを確認している。(訓練の内容は毎年異なる。) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページー申請書サービス-行政関連-情報公開等ー自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL:https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [無料] <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (手数料額、納付方法: - 1) 有料 2) 無料) </div>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div>
個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル
公表場所	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/johokoukai/1091403.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区区民生活部区民課住民記録係
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	住民基本台帳に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。
②実施日・期間	令和元年8月1日から令和元年8月31日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	・意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。 ・マイナンバーの提供を明示的に拒否した場合に情報連携を行わない仕組みを説明してください。 ・番号法19条14号で定められた提供先について記載されていないのはなぜですか。 ・中間サーバーの自動応答不可フラグの運用方法・利用者への周知について教えてください。
⑤評価書への反映	表紙の特記事項を修正した。 また、提出された区民等からの意見・質問等について「提出された区民意見と反映状況の一覧」として取りまとめた。
3. 第三者点検	
①実施日	令和元年10月29日
②方法	杉並区情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、住民基本台帳事務に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	1～6(略) 7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8(略)	1～6(略) 7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8(略)	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1～6(略) 7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8(略)	1～6(略) 7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8(略)	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	-	①システムの名称 コンビニ交付システム ②システムの機能 1. 利用者証明書用電子証明書等の利用 利用者証明書用電子証明書等の情報を用いて個人を特定し、住民票の写し等証明書のPDFデータを作成する。 2. 証明書交付センターとの通信 証明書交付センターと通信する。 3. 住民票の写し等証明書の発行 コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)に設置されているマルチコピー機を利用して、住民票の写し等を発行する。 ③他のシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(証明書交付センター、戸籍システム)	事前	戸籍のコンビニ交付システム連携開始による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(略) 2 本人確認情報ファイル ・転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの地方公共団体にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて各地方公共団体が区域外の住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 (略)	(略) 2 本人確認情報ファイル ・転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの地方公共団体にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて各地方公共団体が区域外の住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 (略)	事前	文言修正
令和2年10月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(4)送付先情報ファイル ・区市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号利用法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、全国の区市町村から機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、区市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	(別添1)(2)住民基本台帳に関する事務フロー図(市町村CS中心)	※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については機構が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など)については機構が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	I 基本情報 (別添1)住民基本台帳に関する事務フロー図(住基ネット)	※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については機構が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など)については機構が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	I 基本情報 (別添1)住民基本台帳に関する事務フロー図(住基ネット)	住民基本台帳に関する事務では、異動届出書等を受け付け、住民基本台帳への記載等及び証明発行を行う。 ・住民からの①異動届出書等を受け付け、転入・転居・転出など住所の変更や、世帯合併・分離など世帯の変更を行う。 ・住民の②証明書交付申請を受け付け、証明書(④住民票の写し、⑤記載事項証明書、⑥転出証明書)を発行する。 ・住民票コードの付番又は変更があった住民に対し、⑦住民票コード通知又は住民票コード変更通知を交付する。	住民基本台帳に関する事務では、異動届出書等を受け付け、住民基本台帳への記載等及び証明発行を行う。 ・住民からの①異動届出書等を受け付け、転入・転居・転出など住所の変更や、世帯合併・分離など世帯の変更を行う。 ・住民の②証明書交付申請を受け付け、証明書(③住民票の写し、④記載事項証明書、⑤転出証明書)を発行する。 ・住民票コードの付番又は変更があった住民に対し、⑥住民票コード通知又は住民票コード変更通知を交付する。 なお、住民からの転出届・転出届取消は窓口で受け付けるほか、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請でも受付する。 ・住民からのサービス検索・電子申請機能による⑦転出届・転出届取消を申請管理システムで受取る。 ・転出届・転出届取消の審査と処理が終了した後、申請管理システムからサービス検索・電子申請機能を通じて住民にマイナポータルお知らせ機能により⑧完了通知等を通知する。 ・住民からサービス検索・電子申請機能による⑨転入予定連絡、転居予定連絡はサービス検索・電子申請機能を通じて申請管理システムで受取りする。 ・転入予定連絡・転居予定連絡を確認した後、申請管理システムからサービス検索・電子申請機能を通じて住民にマイナポータルお知らせ機能により⑩完了通知等を通知する。	事前	文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	I 基本情報 (別添1)住民基本台帳に関する事務フロー図(市町村CS中心)	—	(コンビニ交付システム、戸籍システム追加。CS用APサーバ削除。)	事前	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・番号法第7条第4項で、住基法第22条に規定する転入届の際は通知カードを提出する旨規定されている。 (略) ・番号法第7条第2項において、個人番号を変更する場合は、個人番号が漏えいしたおそれがある者から請求をする旨規定されている。また、個人番号に変更があった際は、通知カードにより通知する旨規定されている。	(略) ・番号法第7条第2項において、個人番号を変更する場合は、個人番号が漏えいしたおそれがある者から請求をする旨規定されている。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用支援 ⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用支援 ⑥委託先名	・委託契約により決定する予定	・トーテックアメニティ株式会社	事後	契約締結により記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 インフラ環境運用保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・システムのインフラ環境運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	・システムのインフラ環境運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託する。	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 インフラ環境運用保守 ⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委任に伴うものを除く。) 提供先1 本人または同一世帯に属する者 ①法令上の根拠	・住基法第12条、第12条の4	・住基法第12条	事後	項目内容見直しによる訂正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委任に伴うものを除く。) 提供先1 本人または同一世帯に属する者 ⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他()	[]情報提供ネットワークシステム [○]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他()	事前	戸籍のコンビニ交付システム連携開始による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約により決定する予定 	トーテックアメニティ株式会社	事後	契約締結により記載
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑤委託先名の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用支援 ⑤委託先名の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。 	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保存年限を経過した特定個人情報は、システムで判別し消去する仕組みとする。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記載される項目 主な記載項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略) ○その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(略) ○その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	通知カード及び個人番号カード省令第35条	個人番号カード省令第35条	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	文言修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム運用保守 ⑤委託先名の確認方法	・下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	・下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用保守 ⑥委託先名	・委託契約により決定する予定	トーテックアメニティ株式会社	事後	契約締結により記載
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 機構 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条、第36条第1項	個人番号カード省令第35条、第36条第1項	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 機構 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 機構 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正による修正
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	・保存年限を経過した特定個人情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする。	・保存年限を経過した特定個人情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・既存住基システムとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	・既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	事後	文言修正
令和2年10月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinsei-sho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinsei-sho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	事後	公式ホームページアドレス修正による
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	—	事前	変更日と同日、運用開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	I 6②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 5提供先4～58 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の○の項	番号法第19条第8号及び別表第2の○の項	事後	自己点検
令和4年3月18日	VI 1①実施日	令和2年10月1日	令和3年10月1日	事後	自己点検
令和5年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱 い事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	3 特例転入 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定されている場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	～(略) (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	～(略) (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(図中) 3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)	(図中) 3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、(略)	(略) なお、3の「転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正」の届出は、窓口で届出書を受け付けるほか、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請で転出届・転出届取消も受付する。さらに転入・転居予定連絡についても受け入れする。各届出処理が完了した通知や、各届出に関する問い合わせまたは却下の連絡もサービス検索・電子申請機能により行う。 また、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、(略)	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(在留管理庁連携システム、コンビニ交付システム)	[○]その他(在留管理庁連携システム、コンビニ交付システム、申請管理システム)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	3 特例転入 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	—	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他(申請管理システム)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	—	①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 サービス検索・電子申請機能から送られた転出届を住民記録システムに連携する。また、サービス検索・電子申請機能から送られた転出届取消・転入届予定連絡・転居届予定連絡を取り込み印刷またはダウンロードする。 サービス検索・電子申請機能による各届出等に係る連絡事項や処理完了の通知等を申請者あてに送信する。 ③他のシステムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム[○]その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略)[○]その他(機構)	(略)[○]その他(機構、サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号及び別表第2の21の項 (②～⑦略)	都道府県知事 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の23の項 (②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	都道府県知事 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の23の項 (②～⑦略)	市町村長①番号法第19条第8号及び別表別表第2の27の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	市町村長①番号法第19条第8号及び別表別表第2の27の項(②～⑦略)	社会福祉協議会①番号法第19条第8号及び別表別表第2の30の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17	社会福祉協議会①番号法第19条第8号及び別表別表第2の30の項(②～⑦略)	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の31の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の31の項(②～⑦略)	日本私立学校振興・共済事業団 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の34の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	日本私立学校振興・共済事業団 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の34の項(②～⑦略)	厚生労働大臣又は共済組合等 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の35の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の35の項(②～⑦略)	文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の37の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の37の項(②～⑦略)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の38の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の38の項(②～⑦略)	国家公務員共済組合 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の39の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23	国家公務員共済組合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の39の項(②～⑦略)	国家公務員共済組合連合会 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の40の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24	国家公務員共済組合連合会 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の40の項(②～⑦略)	市町村長又は国民健康保険組合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の42の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25	市町村長又は国民健康保険組合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の42の項(②～⑦略)	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の48の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の48の項(②～⑦略)	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の53の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の53の項(②～⑦略)	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の54の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の54の項(②～⑦略)	都道府県知事等 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の57の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29	都道府県知事等 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の57の項(②～⑦略)	地方公務員共済組合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の58の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30	地方公務員共済組合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の58の項(②～⑦略)	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の59の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の59の項(②～⑦略)	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の61の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の61の項(②～⑦略)	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の62の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の62の項(②～⑦略)	厚生労働大臣又は都道府県知事 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の66の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34	厚生労働大臣又は都道府県知事 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の66の項(②～⑦略)	都道府県知事等 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の67の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先35	都道府県知事等 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の67の項(②～⑦略)	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の70の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の70の項(②～⑦略)	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む) ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の74の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む) ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の74の項(②～⑦略)	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の77の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の77の項(②～⑦略)	後期高齢者医療広域連合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の80の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39	後期高齢者医療広域連合 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の80の項(②～⑦略)	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の84の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の84の項(②～⑦略)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の85の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41	特定優良賃貸住宅の供給に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の85の項(②～⑦略)	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の89の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の89の項(②～⑦略)	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の91の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43	厚生労働大臣 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の91の項(②～⑦略)	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の92の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の92の項(②～⑦略)	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の94の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45	市町村長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の94の項(②～⑦略)	都道府県知事 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の96の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46	都道府県知事 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の96の項(②～⑦略)	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ① 番号法第19条第8号及び別表別表第2の97の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先58	都道府県知事 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の119の項(②～⑦略)	都道府県知事 ①番号法第19条第8号及び別表別表第2の120の項(②～⑦略)	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	(略) ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第3項に定める期間(150年間)保管する。	(略) ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第2項に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない(誤記修正)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	～(略)制御する。	(略)～制御する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能を用いて申請する転出届等は、画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに関する申請や不要な情報を送信してしまうリスクを予防する。	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	～(略)指導している。	～(略)指導している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民になんの手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作していたが、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	～(略)確認する。	～(略)確認する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方国交団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	～(略)担保する。	～(略)担保する。 ・サービス検索・電子申請機能を用いた転出届の転出証明書情報にあつては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	～(略)防止している。	～(略)防止している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	～(略)記録に残す。	～(略)記録に残す。 <サービス検索・電子申請機能によるユーザ認 証> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端 末上で利用する必要がある職員を特定し、個人 ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパス ワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共有 IDの利用を禁止する。	事後	重要な変更にあたらない(リス ク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	～(略)職員が行う。	～(略)職員が行う。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限 の発効・失効については、以下の通り管理を行 う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザI D管理者が事務に必要な情報にアクセスで きるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアク セス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生 したタイミングで、権限を有していた職員の異動 /退職情報を確認し、当該事由が生じた際は速 やかにアクセス権限を更新し、当該事由が生じ た際には速やかに アクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効さ せる。	事後	重要な変更にあたらない(リス ク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	～(略)定期的に確認する。	<p>～(略)定期的に確認する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能においては、定期的にユーザID一覧をシステムにより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法</p>	～(略)保管する。	<p>～(略)保管する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能></p> <p>・アクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。</p> <p>・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	～(略)意識を高め、事務外での使用を防止する。	<p>～(略)意識を高め、事務外での使用を防止する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。</p> <p>・外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>	～(略)記録に残す。	<p>～(略)記録に残す。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等について、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能について、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。</p> <p>・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付データ申請等のデータを複製する場合、使用管理簿に記録し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	～(略)記録を残す。	<p>～(略)記録を残す。</p> <p>・LGWAN接続端末については、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</p> <p>・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	～(略)不可としている。	<p>～(略)不可としている。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	～(略)存在しない。	～(略)存在しない。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	～(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	～(略) ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。 ・サービス検索・電子申請機能については、LGWAN接続端末は、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去については徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅳ その他のリスク対策※ 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	～(略) ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。 (略)	～(略) ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称変更)
令和5年4月17日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求先	～(略) 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	～(略) 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称変更)
令和5年4月17日	Ⅵ1①実施日 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年10月1日	令和4年12月1日	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>～(略)格納する。</p> <p>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</p> <p>(略)</p>	<p>～(略)格納する。</p> <p>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</p> <p>(略)</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称変更)
令和5年4月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバと団体については、VPN当の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	～(略)廃棄する。	～(略)廃棄する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨ その内容	(追加)	令和3年度に区職員の不正行為により、住基ネットから個人情報が漏えいした。	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨再発防止策の内容	(追加)	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に掲げた、住基ネットに関する再発防止対策を実施しており、具体的な内容は以下(1)～(3)のとおりである。なお、同報告書は杉並区公式ホームページで公表している。</p> <p>(1)住基ネット操作ログ点検の充実・強化 ・住基ネットの氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと作成した記録票を突合する。</p> <p>(2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・区職員として採用を受けた後に実施している初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、見直す。</p> <p>※職員自己点検とは、住基ネットの操作権限を持つ職員がセキュリティ対策等について、アンケート形式により実施状況等を確認し、振り返りを行うことによりセキュリティを向上させるための点検である。</p>	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1 ⑨再発防止策の内容	(追加)	<p>(3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。</p> <p>・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とし、住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。</p>	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) なお、3の「転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正」の届出は、～(略)。 また、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)	(略) なお、2の「転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正」の届出は、～(略)。 また、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)	事後	重要な変更にあたらぬ(文言修正)
令和6年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 ③他のシステムとの接続	①システムの名称 中間サーバコネクタ(※住民基本台帳) ③他のシステムとの接続 []宛名システム等	①システムの名称 共通基盤システム ③他のシステムとの接続 [○]宛名システム等	事後	機器更改のため
令和6年2月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(略) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) (略)	(略) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(根拠法令の記載漏れ)
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑥委託先名	・株式会社RKKコンピューターサービス ・日本電気株式会社	・株式会社RKKCS ・日本電気株式会社	事後	社名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (58) 件	[○] 提供を行っている (61) 件	事後	提供先の記載漏れに伴う記載変更
令和6年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41	②・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当の又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤記修正
令和6年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先46	②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務奨励で定めるもの	②・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤字修正
令和6年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先59	—	厚生労働大臣 ①・番号法第19条第8号及び別表第2の1の項 ②・健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③・住民票関係情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤・区域内の住民 ※消除者を含む ⑥[○] 情報提供ネットワークシステム ⑦・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	記載漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60	—	厚生労働大臣 ①・番号法第19条第8号及び別表第2の107の項 ②・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に於ける特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの ③・住民票関係情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤・区域内の住民 ※消除者を含む ⑥[○] 情報提供ネットワークシステム ⑦・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあつた都度	事後	記載漏れ
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先61	—	厚生労働大臣 ①・番号法第19条第8号及び別表第2の117の項 ②・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの ③・住民票関係情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤・区域内の住民 ※消除者を含む ⑥[○] 情報提供ネットワークシステム ⑦・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供依頼のあつた都度	事後	記載漏れ
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略) <データセンターにおける措置> (略) 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 (略)	(略) <データセンターにおける措置> (略) 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 (略)	事後	重要な変更にあたらない(誤字修正)
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(略)住基法第30条の6及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に規定されている。	(略)住基法第30条の6及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長から都道府県知事への通知)に規定されている。	事後	誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更にあたらない(誤記修正)
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略) 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき(略)	(略) 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき(略)	事後	誤記修正
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)(略)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)(略)	事後	重要な変更にあたらない(誤記修正)
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)(略)	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)(略)	事後	重要な変更にあたらない(誤記修正)
令和6年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)(略)	(略)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)(略)	事後	誤記修正
令和6年2月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略)番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、(略)	(略)番号法及び個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)における罰則規定があること、(略)	事後	重要な変更にあたらない(法令・条例改正による記載の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	(略) 番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、(略)	(略) 番号法及び個人情報保護法における罰則規定があること、(略)	事後	重要な変更当たらない(法令・条例改正による記載の変更)
令和6年2月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する(略)</p>	<p>・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く個人番号利用事務実施者に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。(略)</p>	事後	重要な変更当たらない(法令・条例改正による記載の変更、脱字の修正)
令和6年2月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>1 住民基本台帳ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク</p> <p>宛名システム等における措置の内容</p>	<p>・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、(略)。</p> <p>・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、(略)。</p>	<p>・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、(略)。</p> <p>・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、(略)。</p>	事後	重要な変更当たらない(機器更改のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、(略)	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、(略)	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 (略)	・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 (略)	事後	重要な変更当たらない(法令・条例改正による記載の変更)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。	事後	重要な変更当たらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	重要な変更当たらない(特記仕様書の改訂のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、(略)	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、(略)	事後	重要な変更当たらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	・住基法、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定に基づき、住民基本台帳に関する事務で認められる特定個人情報の提供・移転の具体的内容(対象、目的)を「杉並区住民基本台帳事務処理要領」等の手順書等で定め、規定の内容を遵守する。 ・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、杉並区個人情報保護条例に規定された手続を行う。	・住基法、番号法及び個人情報保護法の規定に基づき、住民基本台帳に関する事務で認められる特定個人情報の提供・移転の具体的内容(対象、目的)を「杉並区住民基本台帳事務処理要領」等の手順書等で定め、規定の内容を遵守する。 ・区で管理する個人情報を区外部に提供する際には、杉並区個人情報の保護に関する条例に規定された手続を行う。	事後	重要な変更当たらない(法令・条例改正による記載の変更)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略) ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第5-1 既設ネットワークとの接続等)に記載された要求に基づき、(略)	(略) ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第5-1 既設ネットワークとの接続条件)に記載された要求に基づき、(略)	事後	重要な変更当たらない(誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。	(略) ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の実地検査を実施する。	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により(略)	(略) ・「個人情報に係る特記仕様書」において、再委託を行う場合の措置や実地検査に係る規定を設けている。これにより、(略)	事後	重要な変更にあたらない(特記仕様書の改訂のため)
令和6年2月15日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	「1. ①請求先」と同上。	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/johokoukai/1091403.html	事後	掲載先を記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	I 基本情報 システム5 ②システムの機能	4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	機器更改のため